

専門職大学・短期大学関係資料

専門職大学等における 省令等改正のポイント

■学校教育法の一部改正に伴う関係政省令の整備について

〈政令の制定〉

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第232号）

学校教育法施行令の改正

- ・専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、課程の設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめることとする。

〈省令の制定・改正〉

(1) 専門職大学設置基準・専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号・第34号）

- ・専門職大学及び専門職短期大学の教育研究上の基本組織、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。

※併せて、企業等と連携した「臨地実務実習」の実施体制等について、関係告示を整備（「専門職大学に関し必要な事項を定める件」及び「専門職短期大学に関し必要な事項を定める件」）

(2) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号）

i) 学校教育法施行規則の改正

- ・専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴い、①実務の経験を勘案した修業年限の通算に係る要件・通算できる期間の上限、②認証評価機関が存在しない場合等における分野別認証評価の

代替措置、③情報の公表等について、所要の規定の整備を行う。

ii) 学位規則の改正

- ・専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」等を定める。

※併せて、「学位の種類及び分野の変更等の基準に関する告示」を改正

iii) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正

- ・専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

■学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布、平成31年4月1日より、専門職大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学の前期課程及び後期課程に区分された課程について、設置及び修業年限の変更は文部科学大臣の認可に、その他の変更（課程区分の廃止）は文部科学大臣への届出に係らしめること等とする。

2. 改正内容

一、学校教育法施行令の一部改正

専門職大学の前期・後期課程の設置等に係る文部科学大臣の認可及び届出（第23条及び第

23条の2関係)

1. 専門職大学が前期課程及び後期課程の設置及び変更を行う際は、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととすること。
2. 専門職大学が前期課程及び後期課程を廃止する際は、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととすること。

二. その他関係政令の改正

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととすること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

■専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準(省令)について

○これまでの中央教育審議会等での審議及び国会での法案審議を踏まえ、次のような基本的な考え方の下に「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」(省令)を制定する。

〈基本的な考え方〉

- ・国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置づけられる機関として相応しい教育水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とすることが求められる。(国会での法案審議における松野文部科学大臣答弁)

- ・現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。(平成28年5月中央教育審議会答申)

1. 教育課程等

(1) 教育課程の編成方針

- ・産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。

- ・「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。

(2) 教育課程連携協議会

- ・産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実地のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

(3) 開設授業科目

- ・開設すべき授業科目の種類として、次の①-④を規定。

①基礎科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位、3年制で15単位以上]

②職業専門科目 [4年制で60単位以上/2年制で30単位、3年制で45単位以上]

③展開科目 [4年制で20単位以上/2年制で10単位、3年制で15単位以上]

④総合科目 [4年制で4単位以上/2年制・3年制で2単位以上]

(注) 卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上/2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

(4) 実習等の重視

- ・実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。[4年制で40単位以上/2年制で20単位以上、3年制で30単位以上]

- ・上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。[4年制で20単位以上/2年制で10単位以上、3年制で15単位以上]

※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。[4年制で5単位まで/2年制で2単位、3年制で3単位まで]

(5) 入学前の既修得単位の認定

- ・入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。[4年制で30単位まで/2年制で15単位、3年制で23単位まで]

2. 教員

(1) 専任教員数

- ・大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

※ 専門職大学では、例えば経済学関係の学部の場合、収容定員「400人-800人」の場合に加え「200人-399人」の場合の基準を新設。

※ 専門職短期大学では、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

(2) 実務家教員

- ・必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野

におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。

- ・必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。

※大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。

- ・必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

3. 学生

(1) 入学者選抜

- ・実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

(2) 同時に授業を行う学生数

- ・原則として40人以下とすることを規定。

4. 施設設備

(1) 校地面積

- ・大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。

※その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

(2) 運動場、体育館その他のスポーツ施設

- ・原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

(3) 校舎面積

- ・大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。

※専門職大学では、収容定員「200人まで」の場合に加え「100人まで」の場合の基準を新設。

※専門職短期大学では、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新設。

- ・臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

※企業等の事業者から継続的・安定的な施設の供

用について文書による確約が得られており、全授業科目を実施する上で必要な施設設備が整っていることなど、必要な要件及び手続については、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(省令)等において規定。

■学校教育法施行規則(省令)の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)が成立し(5月31日公布)、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学に関し、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等についての所要の規定の整備を行う。

2. 改正内容

一. 専門職大学および専門職短期大学の設備、編制、学部及び学科(第142条関係)

1. 専門職大学の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準の定めるところによること。

2. 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準の定めるところによること。

二. 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算(第146条の2関係)

1. 学校教育法第八十八条の二に規定する実務経験をj通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等(専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。)の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力(当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。)の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

2. 専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限

の四分の一を超えてはならないとすること。

三. 学校教育法第九十九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置（第167条関係）

専門職大学等において、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下「教育課程等の状況」という。）について受けるものとされている認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合に係る文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とすること。

- (1) 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であって、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること
- (2) 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること

四. 教育研究活動等の状況についての情報の公表（第172条の2関係）

専門職大学等にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとする。

五. その他

その他所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

■学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号。）の施行により制度化される専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に係る認証評価について、学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の規定の整備を行うもの。

2. 改正内容

一. 認証評価機関の認証を行うに当たっての基準

の適用に関する規定の整備（第1条第1項関係）

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用について、専門職大学等に係る大学評価基準は、それぞれ専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準に適合していることが必要である旨を定めること。

二. 専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価の認証を行うに当たっての基準に関する規定の整備（第1条第3項関係）

(1) 大学評価基準に定めるべき事項についての規定の充実

大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関する事及び学修成果に関する事（進路に関する事を含む。）を追記すること。

(2) 評価における関係者の参画

評価方法について、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることを規定すること。

(3) 大学評価基準の設定・変更にあつての意見聴取

大学評価基準の設定又は変更にあつては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことを規定すること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

■学位規則（省令）の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学が授与する学位の種類（「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」）等を定める。

2. 改正内容

一. 専門職大学が行う学位の授与（第2条の2関係）

(1) 法第104条第2項に規定する、専門職大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、学士（専門職）とすること。

(2) 法第104条第2項に規定する、専門職大学の前期課程を修了した者に対し授与する文部科学大

臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

二、専門職短期大学が行う学位の授与（第5条の6関係）

法第104条第6項に規定する、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とすること。

三、その他

その他所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（告示）の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準を定める。

2. 改正内容

学位の分野及び分野の変更に関する基準（別表第一関係）

専門職大学の学部又は専門職短期大学の学科の

設置等に際し、あらかじめ文部科学大臣に届け出ること、文部科学大臣の認可を受けることを要しない事項に係る学位の種類及び分野の変更等に関する基準については、次のとおりとすること。

(1) 学位の種類として、「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」の区分を設けること。

(2) 「学士（専門職）」に係る学位の分野については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」とすること。

(3) 「短期大学士（専門職）」に係る学位の分野については、「文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」とすること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

資料：文部科学省